政令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年八月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表仙台長町駅東地域の項を次のように改める。

大宮駅周辺地域	さいたま市大宮区及び中央区の区域のうち、市道二万六十六号線と県道さいたま春日部線との交会点を起点とし、順次同県道、埼玉新都市交通伊奈線の西側端線、大宮区錦町九十八番及び同区錦町九十八番一の境界線、市道一万十号線の東側端線、一般国道十七号線、県道新方須賀さいたま線、市道二万九十九号線、市道二万百十四号線並びに市道二万六十六号線を経て起点に至る線（市道一万十一号線にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表東京都心・臨海地域の項中「特別区道中京第四百二号線」を「日本橋川の南側端線、都道東京市川線、特別区道中日第八号線、特別区道中日第六号線」に改め、「東京都の区域のうち、平成十一年五月二十一日に公有水面埋立法の規定による埋立ての免許のあった埋立区域（中央区の地先水面におけるものに限る。）」を削り、同表環状四号線新宿富久沿道地域の項、戸塚駅周辺地域の項、辻堂駅周辺地域の項、東静岡駅周辺地域の項及び名古屋千種・鶴舞地域の項を削り、同表名古屋臨海地域の項の次に次のように加える。

中部国際空港東・常滑りんくう地域	常滑市の区域のうち、セントレア一丁目及び三丁目から五丁目までの区域（常滑市都市計画において市街化区域として定められた区域に限る。）

第一条の表長岡京駅周辺地域の項を次のように改める。

大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域	大阪市中央区の区域のうち、都道赤川天王寺線と都島区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋一丁目との境界線、同区石町二丁目と同区島町二丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域の項及び北九州黒崎駅南地域の項を削り、同表備考第二号中「、戸塚駅周辺地域」及び「、名古屋千種・鶴舞地域」を削り、「、長岡京駅周辺地域、神戸ポートアイランド西地域及び北九州黒崎駅南地域」を「及び神戸ポートアイランド西地域」に改め、同表備考第三号中「、環状四号線新宿富久沿道地域」及び「、東静岡駅周辺地域」を削り、同表備考第四号中「仙台長町駅東地域」及び「、辻堂駅周辺地域」を削り、同表備考第七号中「東京都心・臨海地域」及び「、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十一　大宮駅周辺地域、東京都心・臨海地域、中部国際空港東・常滑りんくう地域及び大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域　平成二十九年五月二十一日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年八月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年八月十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○総務省告示第二百四十一号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年八月二日

総務大臣　高市　早苗

廃止される事務所の名称、所在地及び廃止日

事務所の名称	事務所の所在地	廃止日
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部東海支部	愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三	平成二十九年八月三十一日

○総務省告示第二百四十二号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年八月二日

総務大臣　高市　早苗